

## 議案第 39 号

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の育児休業等に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

第 3 条の見出しを「（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限

る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第10条第1号中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員」に、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第22条中「次に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条各号を削る。

(北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)」を削り、同条第2項中「第15条第1項に規定する日常生活

を営むのに支障がある者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」に改め、「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」を削る。

第8条の4第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第14条第2項第15号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話」を、「5日」の次に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同項中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 要介護者の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合  
1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間

第15条第1項中「職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、

子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する」を「要介護者が」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の北本市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の北本市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。